

2016年3月

コンビニ代理収納サービスをご利用の収納企業様

日本代理収納サービス協会

### 払込票印紙フラグの読替対応期間終了に関するご案内

2014年4月1日から受取書（印紙税額一覧表第17号文書）の非課税範囲が30,000円未満から50,000円未満に拡大した背景を受け、リテール会員（コンビニ本部等）各社では、既に発行され市場に出回っている払込票の読替対応を可能にするため、印紙貼付の判別を2年間の猶予期間を設けてシステム対応して参りました。つきましては、猶予期間の期限が近づいて参りましたので、当初のご案内の通り、払込票印紙フラグの読替対応期間を2016年3月31日をもって終了いたしますことをあらためてご案内申し上げます。

### 記

#### ご案内事項

- ① 今後の消費税率引上げ時期にかかわらず、払込票印紙フラグの読替対応期間（2014年4月1日から2016年3月31日までの2年間）に変更はございません。
- ② 対応期間経過後は、旧印紙貼付基準額（30,000円または31,500円）で作成された払込票は、印紙フラグ「1」が設定されていれば収入印紙を貼付することがありますのでご注意ください。
- ③ コンビニ代理収納サービスをご利用の収納企業様におかれましては、印紙フラグの設定の徹底をお願いいたします。

尚、本件に関するお問い合わせは収納企業様のご契約されている代行会社へご照会ください。

以上